

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日かとき、
の翌日)

目次

◇告 示 保険医療機関等の指定
 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
 土地改良事業計画の適否の決定(三件)
 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

告 示

鳥取県告示第百十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
星野医院	鳥取市青葉町二丁目一六五	昭和五十五年一月十六日
ヤスタ内科医院	鳥取市湯所町二丁目 四二〇一三	"
小谷薬品株式会社	鳥取市吉方町二丁目五二一	昭和五十五年一月二十四日
カヤノ薬局	米子市立町二丁目二六	昭和五十五年一月十七日
中西医院	境港市上道町七三一一	昭和五十五年一月一日

鳥取県告示第百十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
中西 医 院	境港市上道町七三一一	昭和五十五年一月一日

鳥取県告示第百十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
中西 医 院	境港市上道町七三一一	全 国	昭和五十五年一月一日

鳥取県告示第百十八号

昭和五十四年十二月十七日付けで岸本町から申請のあつた土地改良（大原地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十九号

昭和五十四年十一月十九日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（才谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十号

昭和五十四年八月三十一日付けで郡家町から申請のあった土地改良(上津黒区地ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十五年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所 市郡名 町村名	大字名 字名	皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
水源かん養保安林	八頭	河原・郡	一、五八一・六三	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭	家を除く 全町村	四・二八	若 桜
林	八頭	東	〇・〇八	八頭
林	八頭	智	六・二〇	智 頭
林	八頭	岡	〇・三八	岡 頭
林	八頭	用	五・四七	用 瀬
林	八頭	佐	〇・〇三	佐 治
林	八頭	殿	〇・一九	喜才谷山
林	八頭	喜才谷山	〇・二三	明見谷東
林	八頭	明見谷東	〇・二六	明見谷東
林	八頭	喜才谷山	〇・四六	喜才谷山
林	八頭	喜才谷山	〇・四六	喜才谷山

